

自宅での療養生活

Q. 自宅で療養生活を送りたいです。

A：在宅療養を支えるサービスがあります

最近では、訪問診療や訪問看護などの医療サービスや介護保険のサービスを利用して、在宅で療養をされる方も増えています。

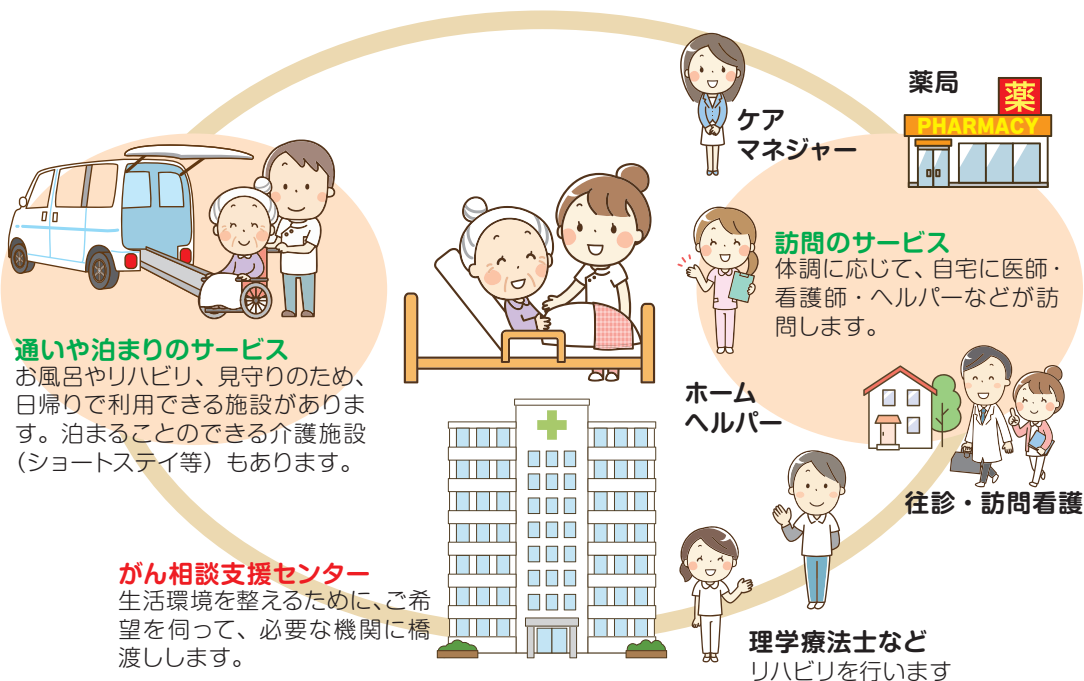
在宅療養を希望される場合は、治療を受けている病院の医療スタッフやがん相談支援センターの相談員、ケアマネジャー（介護支援専門員）に相談してみましょう。

がん相談支援センターでは、どんな過ごし方を望むのかを一緒に考えることもできます。

これからの過ごし方、生活について悩むとき、まずはがん相談支援センターへの相談をおすすめします。



在宅療養を支えるサービス



介護保険とは

在宅療養時には、介護が必要になったり、ベッドや車いすなどの福祉用具が必要になることがあります。病気や加齢などで介護を必要とする状態となっても、できる限り自立した日常生活を過ごしていただけるよう必要なサービスを提供する制度です。

■ 対 象

65歳以上の方：介護が必要となった理由を問わず給付対象

40歳～65歳未満の方：16の特定疾病に該当し、介護を必要とする場合

※40歳以上のがんの治療中の方で、介護を必要とする場合には、介護保険を利用できる場合があります。

■ 利用料

ケアプランに基づいて介護（介護予防）サービスを利用した場合、原則としてサービス費用の1割～3割が利用者負担となります。

■ 相談窓口

利用を希望される場合は、申請・認定の手続きが必要です。市町村の介護保険担当課や地域包括支援センター、病院の地域医療連携室、がん相談支援センターの相談員へご相談ください。

県内の地域包括支援センターは、以下のホームページに掲載しています。



☒ 大分県高齢者福祉課
地域包括支援センター



介護保険で受けられるサービス

自宅で 利用する サービス	訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。
	訪問看護	自宅で療養生活が送れるよう、看護師等が清潔ケアや排せつケアなどの日常生活の援助や、医師の指示のもと必要な医療の提供を行うサービスです。
	福祉用具貸与	日常生活や介護に役立つ福祉用具（車いす、ベッドなど）のレンタルができるサービスです。
日帰りで 施設等を利用する サービス	通所介護 （デイサービス）	食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。
	通所 リハビリ テーション （デイケア）	施設や病院などにおいて、日常生活の自立を助けるために理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などがリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

出典：厚生労働省「介護保険制度について（40歳になられた方へ）」

上記は一例です。

ほかにも、宿泊するサービス（ショートステイ）や施設系サービス（特別養護老人ホーム等）、居宅療養管理指導、住宅改修費支給などがあります。

まずは、お住まいの市町村や地域包括支援センターにお問い合わせください。

